

形文化財があることを初めとして、貴重な材料がまた沢山踏んでいるようで、これを登掘することを望み及ぼしている。

調査が進むにつれ、この紙面にその都度発表させていたたくので、会員の早速なご意見と、ご批判を期待している次第である。

(おわり)

調査記録

床木部落共有林 (二)

— その経営の移り変わり —

会員 泥 谷 捨 夫

床木部落の定例総会は、毎年旧正月の十六日(今は一月十六日)に開きます。正副議長各一名、書記一名、議事録署名委員四名を作り、住民の三分の二以上の出席を確かめ、議長開会を宣する水格的な会議であります。

何故、かくも厳格になったのか。それは勿論、各種役員の選出、もちろんの行事の協議もあるが、大正初期より、伐期到来の造林分杉林、それに自然成長の松林、雑木林等の売却や、積立金の支出や配分など、金銭に関する重要問題を協議決定するからであります。

大正十二年、時の郡長某が、今上天皇御成婚記念として、床木の共有林の内五十五町歩を、明治村の共有林に提供せよと、強い申し込みがあったが、床木住民の猛反対で、立消えになったことがあります。

床木住民も共有林からの「果実」の配分にあずかるの

で、そのかわりに年によって多少のちがいはあったが、年間七日から十日程度の、植込み、補植、下伐り手入等の出夫があり、大へんでした。

しかしまた楽しみもありました。作業最終日は、二三名の女子き、午後早めに山から帰えし、準備をさせます。上戸には焼酎に干魚など、その他一般の者にはせんざいや菓子など、沢山用意して山下りの空腹を療養して、その労をねぎらうのが毎年の例でありました。勿論費用は共有の積立金を当てます。その積立金は、床木全区分と各組別の分があり、作業区別によって支出も別です。

昭和十五年は、中尾の自然造林の松と、某製紙会社に売却しましたが、その搬出にはワイヤーロープによる架線で、山越しの搬出のその労若は大へんでした。見えぬ谷間で荷役し、途中の高低やカーブも平気で、スイスイと道路まで、しかもトラックへの積込台上へピタリで、その能率的な作業ぶりを、床木の入連多数が見物に行つた程です。これではどんな奥山でも造林しようと、大いに造林意欲を盛り上げたものです。

昭和二十二年、自治法の改正があり、昭和二十九年四月二十日村議会の決議を経て、村長から管理権の移譲を受け、管理者は時の主任組長(床木区長)が代表者となりました。

この年一月十六日の定例総会で、是までの「何某外何名」式の共有地名を、この機に全面連名登記の共有地として登記し、後記の五種地も四分区分割し、尙大有造林原野を、逐次造林するよう決議しております。

では、床木区の経営管理している部落共有林は、どのような種別され、どのように分担管理されているかを述べて見ましよう。

床木部落共有林の現状

第一種地

床木区全員で植林した分

- フイゴヤ 三町歩
- ウトヤ 八町歩
- アカスダ 五町歩
- ヤカク河内 五町歩
- 合計 約三十二町三反歩

樹種 杉 二百二十六名分

第二種地

各組(四分區)別に造林した分

- 第一分區(上組) 徳敏・久保・上・岡・横(谷)
- ハイトコ 一町歩
- コジラギ 二町歩
- 合計 約九町歩

樹種 杉 六十五名分

第三分區(上中組)

水無・柿・水・出羽・荒原・小迫

- ハイトコ 一町歩
- 竹・河内 四町歩
- 合計 約十町歩

樹種 杉 四十二名分

第四分區(下中組)

岩下・河内・瀬・平原・瀬戸

- フイゴヤ 三町歩
- フイゴヤ 三町歩
- 合計 約十町五反歩

樹種 杉 六十四名分

第五分區(下組)

六田・岡田・下岡・大向

- 鏡山 二町歩
- 西河内 一町歩
- 合計 約八町歩

樹種 杉 五十五名分

第三種地

貸与地

- 大平 五反歩
- 西河内 七町歩

第四種地

学枝及び神社の基本財産林

学枝基本林

- 中 五十町歩(内造林一町歩)

神社山

- 東 二十町歩

第五種地

前記を除いた全部の土地(但し松、津久見高松分を除く)

以上造林地約七十一町三反歩、樹令四十数年のものから植込二、三年の幼木まで、総数二十万本と越す杉林が、床木部落の共有林として成長しています。反別に約をつけていますが、これは実測でなく、植込苗木三百本をわけて一反歩として計算しているからであります。

昭和二十九年八月十五日の臨時総会で、一月定期総会で決議の、連名共有登記の件、第五種地分割の件を、速かに実行するよう再確認し、分割委十三名を選出し、また、尚共有地規約も従来の如く議事録に記録するだけにせず、規約書全二十二ヶ条を印刷し、有権者二百二十六戸全部に配付する様決議しております。

規約は改正された分もあるが、必ずしも最後には総会の決議を経て決定すると結んであり、その改廃も三分の二以上の賛成があればよいというしくみになっています。其後の決定事項を抜粋すると、

- 第一種地と第五種地の自然生松の収益金は、三割を床木区に積立て、七割を各戸に配分する。
- 第二種地の収益金は、一割より三割を床木区に積立て、残金を区民に配分する。

○ 第三種地の内青年団へ貸与分は、別に定めなし。

津久見高枝貸分は、昭和十六年より四十年間で、売上金の四割を土地代として床水区へ支払う契約で、床水区として受取った全額を積立金へ。

○第四種地 学校基本林収益金は、五割を学校建築準備金として積立て、四割を床水区に積立て、一割を手入代として区民へ配分する。

神社山の収益は、全額別途積立て、従来の慣習通り、神社の堂繕・改築等、維持費に充てる。

○第五種地 主に丈余のスダ山や、萩や、かずらの原野だが、前記分割委員の努力により、入会権地を西河内の一部に残し、四組に分割することと、昭和三十年末までに終了しました。

昭和三十一年一月十五日の定例総会で、前記の登記及び分割の必要、それは町村合併（明治・上野・切畑三か村）に関連して、新村に提供せねばならなくなるのではないか、旭大な原野を徒らに放置するより、各区に分割し、さらに造林に精出した方が有利ではないか、また権利義務についても、連名共有地の後継人は、一権利に一名後継世帯主に限る。売買（担保権を含む）を認めぬ。住所を移しては公租公課を果たす者は権利者と認める。但し三年間義務を怠れば、権利を放棄した者として扱う等々、満場一致承認議決しています。

祖先のお蔭であるが、共有財産は有難いものです。二の例を挙げれば、エンジン付消防ポンプは、紀元二千六百年記念として昭和十五年に購入しました。このポンプは戦時中は、佐伯海軍航空隊へ貸していただきました。

小学校備品のピアノは、昭和十八年に購入、これも南郷内ではトップでした。ピアノは当時及田舎の学校としては珍らしく、他校生徒を羨ましからせました。

床水公民館も、小学校の雨天体操場を兼ねた百坪を越すものを、昭和二十一年建築、終戦直後の虚脱状態の中で、映画・演劇等催し物の際場所提供も出来ました。また数十枚の墨を購入し、柔道の稽古場となり、数名の有段者も出たほどで、青少年たちにとっては、何よりの施設でありました。

ずっと古い話ですが、昭和三年、八明道路（当時の八幡村海崎と明治村床水と結ぶ県道）建設の際、受益者地元員組として巨額の金を、そっくり床水区の積立金から支出しています。

昭和二十四年、昭和中学校建築の際も、各戸負担金額を区の積立金から一括支出、それで各戸では何程ずつの負担分、ちつとも知らぬ連中も居たそうです。

小部落の橋架け、道路の拡幅、改良・舗装工事など、すべて積立金から次々と補助金を出します。今ではどんな裏道も舗装され、床水四区各組毎の公民館も、次々と出来ています。

このように、まことに結構づくめの共有財産も、雑木林は木炭製造が全くなく、パルプ材としても不振、かえて松喰虫の出現で、自然成長林の松材が金にならないくらい、どうしても植林に頼る目かない状態に追いこまれました。

ところが、昭和四十年頃から、所得倍増、高度成長が言われるようになり、区内各戸の中堅クラスは、殆んど夫婦二人共、会社や工場へ働きに出、労働月給取りになり、共有林の造林作業の丈夫が少なくなりました。日曜日に催しても集りが悪く、日当を高くしても効果が少ない、たまたに若い女性ばかりになりました。山仕事は不馴れ不向きで困ります。それで新規造林どころか、売却跡地の植込にも出来かぬ有様で、区的首脳部や心

ある人たちは、頭を痛めておられます。

がしかし、次号にのべるような有難い制度が出現し、山林所有者や、広い造林適地を持つ者には、安心し喜んで拡大造林が出来るようになりました。従って床木区の共有地や、旧明治村の共有地も、この制度の適用を受け、今盛んに造林面積を拡大しております。

(資料) 床木区総会議事録、同中合規規約書)

(つづく)

### 調査記録

## 鉄製のすばらしい雪見燈籠

すぐれた野村家の文化財について

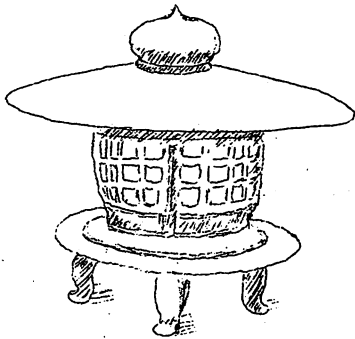
会員 羽 柴 弘

一ヶ月程前の大分合同新聞に、院内所で天正元年の鉄製雪見燈籠が発見されたことを、写真入りで報道された。「そんな燈籠なら、うちにもある」と佐伯市内北中五の野村弘記氏

(医師)から、大分合同の佐伯支局に電話があった。私日支局からの連絡に忘れてすぐ見に行った。

その燈籠は、玄關に近い大きな石の前に置かれてあった。見方違ふ「これはすばらしい」とうなった。

高さ四〇センチ、カサの直径五五センチ、均齊のよく似た秀作で、とて院内町の比でない。宝珠から、笠、火袋、台、三本の満足までそろった完形品である。



笠はつぎりと鑄出した「天正十八年 与次郎作」の文字がある。この天正十八年は、院内所のそれより下っているが、同じ「与次郎」の作である。与次郎とは、いかなる人であるのか。新聞では加賀の住人で、刀の鑄師ということであったが、調べて見たがどうも別人のようである。

作者は、茶の湯の釜師が本職、近江国栗田村に弘治元年(一五五七)に生まれる名は実行、葉原姓を名乗ったが、刑久釜形の創造者で、秀吉から「天下第一」の称号を許された。釜にかけては、当時第一入者の存在があった。「この与次郎」で鳴りひびいていたという。

当時は勿論、戦国時代、争乱に明け暮れていた武將達は、茶の湯を大切にしなかつた。好んで茶室を建築し、庭園、露次、数寄をこらし、雪燈籠も遠州型、織部型などいろいろ工夫されている。

思うに、天下第一の釜師と与次郎は、雪見燈籠の鑄造を誰かが所望し、その作品もかなう人数に上ったことであろう。近年から推算すると、そして同一人、この与次郎の作だとすれば、院内所のは天正元年だと与次郎は十八歳、年が若すぎるが習作初期のもの、この野村家のものは三十五六歳の時の作品、与次郎は慶長八年(一六〇八)歳ほどで没しているから、既に一家を成し、鑄造の技術も田原の域に達していたことが考えられる。

人名事典や工芸調査の本で見ると、この与次郎は第一級の風爐師(茶湯に用いる釜を鑄造する)として名がひびいていたが、その外鯉口燈籠(鉄製雪見燈籠)の作品もあちこちに残っていると、

このよ、うな名匠の手になった文化財が、ちが佐伯市にもあった。いつまでも、どこにもある文化財として、指定し、愛護したい。個人所有結構、さらに充分調査研究して、さし当り佐伯市の指定文化財としての手続きをすすめ、また折を見て一般の人々に公開觀賞に供したいのと思う。

(上掲ステツ子は、写真のうっし書きで、形バランスなどその通り)だが、火袋の格(すかし)は、いささか大まかになっている。

(終)